

- 4 試験科目
 (1) 学説試験
 歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学及び関係法規
 (2) 実地試験
 歯科技工実技
- 5 試験方法
 学説試験は筆記により、実地試験は実技により行う。
- 6 受験願書の受付期間
 平成16年1月13日(火)から同年1月20日(火)までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで
 なお、郵送の場合は、同年1月20日(火)の消印のあるものまで有効とする。
- 7 受験願書の提出先
 熊本県健康福祉部地域医療推進課
 〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
- 8 提出書類
 (1) 受験願書(別記第1号様式)
 (2) 受験票(別記第2号様式)
 ア 受験票に必要事項を記入し、所定の位置に写真(縦6センチメートル、横4センチメートルとし、出願前6か月以内に脱帽して正面から上半身を撮影したもので、本人と確認できるもの)を貼り付けること。
 イ 受験番号欄には何も記入しないこと。
 (3) 3の(1)又は(2)に該当する者にあつては、卒業証明書又は卒業見込証明書
 (4) 3の(3)に該当する者にあつては、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類
 (5) 3の(4)に該当する者にあつては、外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類及び厚生労働大臣の認定を受けたことを証する書類
- 9 受験手数料
 (1) 受験手数料は、36,000円とする。
 (2) 県内居住者は、願書に36,000円に相当する額の熊本県収入証紙を貼り付けること。
 (3) 県内居住者は、願書に36,000円の郵便小為替を添付するか、又は現金書留で郵送すること。
 (4) 一度納入した受験手数料は、返還しない。
- 10 口頭による個人情報の開示請求
 この試験結果の自己に関する個人情報については、次のとおり口頭による開示請求を行うことができる。
 (1) 開示を行う期間 合格発表の日から1か月
 (2) 開示を行う場所 熊本県健康福祉部地域医療推進課
 (3) 開示を行う内容 総合得点及び科目別得点
 なお、本人であることを証明するため、受験票を持参する必要がある。
- 11 その他
 (1) 受験願書の受付を終わった者には、受験票を交付する。(受験票は試験当日必ず持って来ること。)
 (2) 卒業見込証明書を添付して受験願書を提出した者は、平成16年3月11日(木)までに卒業証明書を提出しなければならない。
 (3) 試験場内への携帯電話の持込みは認めない。
 (4) 合格発表は、平成16年3月19日(金)午後1時に熊本県庁行政棟本館1階ロビーに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には合格証書を送付する。
 (5) 試験に関する照会及び受験願書等の請求は、〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号熊本県健康福祉部地域医療推進課(電話096-383-1111、内線7045、7046)へ行うこと。
 なお、郵便で請求する場合は、封筒の表に「歯科技工士試験」と朱書きし、80円分の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

登載依頼

熊本県監査委員公告第16号

平成15年9月9日から平成15年11月14日までの間に実施した監査の結果に関する報告を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成15年12月19日

熊本県監査委員	松	本	和	彦
同	山	本	豊	孝
同	倉	重		剛
同	早	川	英	明